

郡山俊英スクール 入塾規約

第1章 総則

◆第1条 〈定義〉

1. 「本サービス」とは、当塾がお客様に提供する各種サービスをいいます。
2. 「塾生」とは、本規約に同意の上、当塾の指定する方法でご入塾をいただき、当塾が入塾を承諾したお子様をいいます。
3. 「お客様」とは、塾生およびその保護者様をいいます。

◆第2条 〈規約の改定〉

1. 当塾はお客様への事前の承諾を得ることなく、本規約を改定することがあります。
2. 本規約の改定は、適用開始時期を定めない限り、当塾が管理システム上に改定版を公表した時をもって効力を生じるものとし、以後、改定後の規約が優先して適用されることとします。

◆第3条 〈入塾手続き〉

1. お客様は入塾のお申し込みにあたり、本規約を遵守し、当塾が求めるお客様の情報を虚偽なく登録するものとします。
2. お客様は本規約に同意の上、当塾所定の入塾申込書に必要事項をご記入・ご提出いただき、初月度の諸費用を支払った段階で、入塾のお申し込みを行ったこととします。
3. 初回納入の諸費用は、入塾申込書の提出と同時にまたは7日以内にお支払いいただきます。
4. 入塾のお申し込みがあった場合、当塾がこれを承認することで、塾生となります。
5. お客様は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、使用させたりしてはなりません。
6. お客様は、当塾の入塾申込書記入の項目に変更があった場合は、当塾所定の方法で速やかに変更の届出をしてください。

◆第4条 〈本サービスの内容〉

1. 指導回数や授業料など、本サービスの内容は別紙に定めるとおりとします。

◆第5条 〈契約期間〉

1. 契約期間の始期は、入塾申込書に記載された入塾日となります。
2. 契約期間は基本的に1か月間とし、保護者様あるいは当塾から申し出がない限り、1ヶ月単位の自動継続となります。
3. 塾生が高校3年生の2月の授業を終えた時点で卒塾したものとし、契約を解除します。

◆第6条 〈契約のキャンセル・変更および返金〉

1. 入塾申込後、本サービス開始前にお客様が解約を申し出た場合、解約手続きをし、お客様に諸費用を返金いたします。
2. 前項の場合でも、教材費などすでに発生している費用については返金いたしません。
3. 中途退塾時の返金対象は、授業料(通常授業料・講習料)・維持費・テスト費のみとします。
4. 授業を1回でも消化していた場合、授業実施月の授業料の返金はできないものとします。
5. 中途退塾に伴い返金が発生する場合、返金手続き費用・返金手数料として授業料1か月分または、11,000円のうち金額の低い方を返金額からお支払いいただきます。
6. 受講科目の変更など、契約内容の変更をされる場合は、変更を希望する月の前月20日までにお申し出ください。

第2章 塾生

◆第7条 〈遅刻・欠席〉

1. 体調不良、学校行事、クラブ活動など、やむをえず授業を欠席、または遅刻される場合には、必ず保護者様が授業前までにご連絡ください。
2. 個別指導・集団指導を自己都合で欠席した場合は、原則振替授業は行いません。
3. 当塾の都合(スタッフの体調不良や悪天候など)により授業を欠席していただく場合は、全て振替授業を行います。
4. 授業に遅刻された場合、授業時間の延長や遅刻分の授業料の返金はいたしません。

◆第8条 〈オンライン授業〉

1、2023年度以降、zoom・ComiruAirでのオンライン授業は原則行いません。

◆第9条 〈中途退塾〉

- 1、中途退塾のお申し出は保護者様から、退塾を希望する月の前月20日までにお申し出下さい。
- 2、当塾にお申し出いただき、退塾処理(返金など)を行った上で退塾となります。
- 3、退塾を希望する月の前月20日まで中途退塾のお申し出がなかった場合、翌月授業料の返金を行いません。

◆第10条 〈休塾〉

- 1、病気や事故などで塾を1ヶ月以上休む場合には、保護者様から休塾される前月20日までにお申し出ください。
- 2、休塾期間の最長は原則2ヶ月間です。
- 3、休塾期間が終了し、1ヶ月以上ご連絡が取れない場合は退塾処分を取らせていただきます。

◆第11条 〈退塾処分〉

- 1、当塾は、お客様が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該塾生に事前に何ら通告することなく、塾生契約を解約し、塾生登録を取消し、退塾したものとします。
 - ①入塾申込の際の申告事項に、虚偽の申告があり、当塾における就学継続にふさわしくないと判断した場合
 - ②諸費用の納入が遅れ、滞納が2ヶ月分となった場合
 - ③犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当塾が塾生とすることを不適当と判断する場合
 - ④当塾ルール(入塾規約)に従わなかった場合
- 2、退塾処分となった場合、すでにいただいている諸費用は返金いたしません。

第3章 納入金

◆第12条 〈諸費用〉

- 1、諸費用とは、入会金・通常授業料・教材費・教室維持費・テスト費・特別講習費をいいます。
- 2、月毎の諸費用は、当塾所定のお支払い方法で前月の27日にお支払いいただくものとします。
- 3、クレジットカードでお支払いの場合、2月度諸費用のみ1月20日にお支払いいただくものとします。
- 4、銀行振込の場合は、その日が土日祝に該当する場合は、翌営業日にお支払いとなります。
- 5、諸費用は、年度毎に改定いたします。ただし、社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても諸費用を変更することができるものとします。

◆第13条 〈入会金〉

- 1、入会金は11,000円とします。

◆第14条 〈通常授業料〉

- 1、授業料は、別途定める最新の料金表より算出させていただきます。

◆第15条 〈教材費〉

- 1、教材費は、入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用とあわせてお支払いいただきます。
- 2、新しい教材が必要になった場合や、受講する科目を増やされた場合は、保護者様の同意を得た上で、その分の教材費を翌月度の諸費用とあわせてお支払いいただきます。

◆第16条 〈教室維持費〉

- 1、教室維持費は月々3,300円とし、年度末(通常3月/高3生は2月)までの費用を入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用と合わせていただきます。
- 2、教室維持費は、月の途中の入塾であっても全額お支払いいただきます。

◆第17条〈テスト費〉

1. 高校生はテスト費がかかりません。
2. 中学生は「新教研模擬テスト費」を1回3,400円とし、年度末(中3:全8回/中1・2:全3回)までの費用を入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用と合わせていただきます。
3. 小学生は小6生、ATクラス生のみテスト費を1回2,750円とし、年度末(全2回)までの費用を入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用と合わせていただきます。ただし、その他の生徒も6月と11月に無料テストを実施します。

◆第18条〈特別講習費〉

1. 特別講習とは、春夏冬講習、その他通常の授業に追加して行う授業をいい、塾生は必修となります。
2. 特別講習の受講には、別途費用が発生します。(金額につきましては、その都度ご案内いたします。)
3. 特別講習の実施している月度も、通常の授業は行います。
4. 特別講習を受講するためには、別途ご案内する当塾所定の申込書にご記入・ご提出いただきます。
5. 特別講習で追加した個別授業の実施期限は、当塾が指定した期間内とさせていただきます。
6. **中3集団受講者はサンデー特訓(7月～12月度)が、中3公立高校受験者は入試直前ゼミ(1月・2月)が必修となります。ただし、部活動や他の習い事で受講が不可能な場合は除く**

◆第19条〈事務手数料〉

1. 入会に伴う諸経費の初回納入時のみ、事務手数料として1,100円をいただきます。

◆第20条〈諸経費年間一括納入・半期納入〉

1. 諸経費を年間一括で納入する場合は総額から22,000円を、半期一括(前期:4月～9月分/後期:10月～3月分)で納入する場合は総額から11,000円を割り引きます。ただし、以下の場合に限りです。
 - ①3月(後期は9月、AT生は1月)の当塾が指定した期日までにご入金いただける場合
 - ②通常授業を5科目(中学生)、2科目以上(高校生)の集団指導で受講または、週2回以上(全学年)の個別指導で受講、集団指導・個別指導併用型2科目以上で受講する場合
2. 諸経費を年間一括で納入する場合は特別講座(各種講習会・受験対策講座など)のキャンセルはできません。
3. 中途退塾する場合は、上記の割引金額分を返金額から充当させていただくか別途お支払いいただきます。ただし、進路決定に伴う(小6・中3・高3)退塾の場合は除く

第4章 その他

◆第21条〈休校〉

1. 別途定める年間予定に基づき、当塾規定の休校日があります。
2. 講師の病気や怪我など、当塾の都合により休校とさせていただくことがあります。

◆第22条〈紛失・忘れ物〉

1. 施設内で生じた、私物の紛失・忘れ物について当塾は損害の責任を負いません。
2. 忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

◆第23条〈禁止事項〉

1. 塾生は本サービスの利用にあたり、以下の項目にあてはまる行為を禁止します。以下の項目以外でも、社会常識上及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止するものとします。発見した場合当塾にて合理的な措置をとらせていただきます。
 - ①授業中に私語が多い等授業の妨げとなる行為
 - ②講師に対し反抗的な態度や行為
 - ③連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為
 - ④本サービスの利用期間中及び本サービス期間終了後における、他のお客様に対する退塾の勧誘、他の学習塾への入会の勧誘、働きかけ等の行為

◆第24条〈損害賠償〉

1. お客様は自己の責任において本サービスを利用するものとし、当塾は本サービスの利用によって生じたお客様の損害について、損害賠償責任を負わないものとします。
2. お客様は本サービスの利用中、またはその前後にて当塾設備、その他備品に損害(落書きや破損等)を与えた場合、当塾は該当お客様に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。
3. お客様が本規約に違反することによって、当塾に損害が生じた場合、当塾は当該お客様等に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

◆第25条〈著作権〉

1. 当塾の指導のノウハウや教材等の著作権については、当塾に帰属するものとします。
2. 塾生は、当該著作物及びこれにかかる著作権について、当塾がこれらを保存・蓄積した上、本サービスの円滑な運営、改善、当塾又は本サービスの宣伝告知、その他当塾の事業のために、利用できることについて了承するものとします。

◆第26条〈本サービスの内容の変更、停止〉

1. 当塾は、やむをえない事情により、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
2. 当塾は当塾の都合により、本サービスの内容を変更することができます。
3. 当塾は、本条に基づき当塾が行った措置によってお客様に生じた損害について責任を負いません

第5章 個人情報保護方針

◆第27条〈個人情報〉

1. 個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、LINE アカウントの個人を識別できる情報をいいます。
2. 情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。
3. 当塾は個人情報保護法および関係法令を遵守し、お客様の個人情報に関する権利を保証します。

◆第28条〈個人情報の利用目的〉

1. 当塾は、取得した個人情報を以下の目的のために利用させていただきます。
 - ①本サービスをご提供するため
 - ②各種ご連絡・ご案内のため
 - ③当該お客様のご本人確認のため
 - ④災害等の緊急事態が発生した際の連絡・対応のため
 - ⑤その他前各号の業務に付随する目的のため
2. お客様は、当塾がその学習指導風景を撮影する場合があること、お客様の肖像が当塾の撮影した写真に写り込む場合があること及び当塾がこれを広告等に利用することについて了承するものとします。
3. 当塾は、本規約に記載した以外の用途で個人情報をやむをえず利用する場合、お客様に事前にご同意を求めるものとします。

◆第29条〈個人情報の第三者への委託・提供・共有〉

1. 当塾は、原則として、お客様の事前の同意を得ずに個人情報を第三者に委託、提供または共有いたしません。ただし、以下の場合を除きます。
 - ①入塾規約違反行為に対して法的な措置を含む必要な措置をとる場合
 - ②本サービスをお客様にご提供するために、当塾が業務を委託している又は業務提携をする法人及び個人に対して開示する場合
 - ③お客様の同意がある場合

【制定年月日:令和3年3月31日】

【改定年月日:令和6年4月1日】

令和 年 月 日

上記事項について、理解・同意しました。

保護者氏名 _____ (印)